



平成 21 年 10 月 8 日

各 位

上場会社名 株式会社 アガスタ  
(コード番号: 3330 東証マザーズ)  
(URL <http://www.agasta.co.jp>)  
本社所在地 東京都港区三田二丁目 21 番 6 号  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 康 二  
問合せ先 取締役管理本部長 田 中 郁 恵  
T E L 03-5440-6226

## 当社の完全子会社化のための定款の一部変更等及び 全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、平成 21 年 11 月 6 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得に係る議案が上記臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において承認可決された場合、当社普通株式は平成 21 年 11 月 6 日から平成 21 年 12 月 6 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 21 年 12 月 7 日をもって上場廃止となる予定です。

### 記

#### 1. 定款変更及び全部取得の目的・理由

NIS グループ株式会社（以下「NIS グループ」といいます。）の 100%子会社である NIS 1 株式会社（以下「NIS 1」といいます。）は、平成 21 年 7 月 17 日から平成 21 年 8 月 24 日まで、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、NIS グループの平成 21 年 8 月 25 日付プレスリリース『子会社による株式会社アガスタ株式に対する公開買付けの結果および子会社の異動に関するお知らせ』にて公表されておりますとおり、平成 21 年 8 月 31 日（決済日）をもって、当社普通株式 28,316 株を保有するに至っております。NIS 1 が保有する当社普通株式に係る議決権の数は、平成 21 年 9 月 16 日現在における総株主の議決権の数（30,690 個）の約 92.26%です。

NIS 1 は、本公開買付けに係る公開買付け届出書等においても表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しており、これに対して、当社は、平成 21 年 7 月 16 日付け『NIS 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ』にて公表したとおり、本公開買付け及び当社の完全子会社化について賛同する旨の意見を表明したところであります。

昨今の中古車輸出業界は、昨年来の世界的な金融危機に端を発した世界的不況、円高の進行、ロシア共和国における輸入中古車に対する関税引上げ等の影響を受けて大変厳しい状況であります。平成 21 年 5 月 29 日付け『主要取引先である NAZA GROUP OF COMPANIES との取引停止に関するお知らせ』にて公表しましたように、主要取引先との取引を停止したことから、当社単独では売上高及び営業利益の確保が困難な状況となっております。

このように、当社を取り巻く環境は非常に厳しく、事業の先行きについても不透明となっており、これまで Web 販売事業の拡大や新たな事業創出について取り組みを行ってまいりましたが、BtoB 販売事業の著しい売上高減少による利益の喪失を補てんする事業の見通しは、現状立っておりません。当社はコスト削減をはじめとして業績の改善を図りつつも、売上高及び営業利益の確保が困難な状況が継続する場合、企業活動を継続することによって企業価値の毀損を招く恐れもあることから、企業の存続の可否も含め、株主利益を最大限に確保するためのあらゆる施策を検討してまいりました。

このような状況の中、当社が有する事業ノウハウを活かし、新たな付加価値の創造等が見込める NIS グループとの間で資本業務提携を検討し、今後は NIS グループの一員として業績の改善と企業価値の向上に努めていくことを決定いたしました。すなわち、NIS グループが培ってきた海外事業におけるノウハウ、リソース及びネットワークと、当社が有する事業ノウハウ等を融合することで、NIS グループ及び当社の相互の事業展開を促進し、新たな付加価値を創造することが可能と判断するとともに、かかる融合を迅速かつ効率的に実現するためには、両者がグループとして一体となって、迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、当社における NIS グループと一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現を図ることが不可欠であるとの共通認識に至りました。

NIS グループは、中小企業の成長支援、海外展開支援の一環として、アジア各国を始めとする外国企業と日本国内の中小企業間の貿易事務や決済等を総合的にサポートする貿易事業を推進しており、今後は NIS グループの貿易事業のプラットフォームとして当社の有するノウハウやネットワークを活用することを意図しております。加えて、当社の Web 販売事業において重要な課題である輸出入中古自動車等の確保やその他商材の調達・販売等において、NIS グループが参画する「中小企業振興ネットワーク」に加盟する企業とのシナジー効果の発揮を検討してまいります。

以上のように、当社は、NIS グループの完全子会社となることが当社にとって最良の策と考えるに至り、以下の方法（総称して「本定款変更等」といいます。）によって、NIS 1 の完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式（A種種類株式）を発行する旨の定めを新設します（『種類株式発行に係る定款一部変更の件』）（定款変更案①）。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式について、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します（『全部取得条項に係る定款一部変更の件』）（定款変更案②）。ここで全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。

- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社以外の株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、その取得の対価として、株主の皆様に対して当社の種類株式（A種種類株式）を交付します（『全部条項付種類株式の取得の件』）。この際、NIS 1 以外の株主の皆様には割り当てられる当社の種類株式（A種種類株式）の数は、1 株未満の端数となる予定です。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社を種類株式発行会社とするために、種類株式を発行する旨の定款の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、下記の定款変更案①（『種類株式発行に係る定款一部変更の件』）に記載の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、上記③による全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得した場合（すなわち、本定款変更等の全てを実施した場合）、取得対価として NIS 1 以外の株主の皆様に対して割り当てられる当社種類株式（A 種種類株式）は、1 株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数が切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付します。この売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を NIS 1 に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日において株主の皆様が保有する当社普通株式の数に 24,500 円（NIS 1 が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、上記に加え、本店の所在地を東京都港区から東京都墨田区に変更するための定款変更議案を上程することとしております（定款変更案③）。

## 2. 定款変更の内容

### (1) 定款変更① (『種類株式発行に係る定款一部変更の件』)

(下線部分に変更箇所)

現行定款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は 104,760 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は 104,760 株とし、<u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式 104,700 株、A 種類株式 60 株とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(A 種類株式)</u></p> <p>第6条の2 ①当社は、残余財産を分配するときは、<u>A 種類株式を有する株主 (以下「A 株主」という。)</u> または <u>A 種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種登録株式質権者」という。)</u> に対し、<u>普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)</u> または <u>普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、<u>A 種類株式 1 株につき 1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という。)</u> を支払う。</p> <p>②A 種株主または A 種登録株式質権者に対して <u>A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種類株式 1 株につき、普通株式 2,500 株と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第16条の2 ①第12条、第13条及び第15条の規定は、<u>A 種株主または種類株主総会に準用する。</u></p> <p>②第14条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議に準用する。</u></p> <p>③第14条第2項の規定は、<u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議に準用する。</u></p>

(2) 定款変更② (『全部取得条項に係る定款一部変更の件』)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	定款変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> 第6条の3 ①当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 ②当社が普通株式の全部を取得する場合、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式2,500分の1株を交付する。

(注) 定款変更②は、臨時株主総会において定款変更① (『種類株式発行に係る定款一部変更の件』) が承認されること並びに臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の双方において議案が承認されることを条件とします。

(3) 定款変更③

(下線部分は変更箇所)

現行定款	定款変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>墨田区</u> に置く。

3. 全部取得条項付普通株式の取得

(1) 取得日

平成21年12月11日

(2) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価

A種種類株式 (定款変更① (『種類株式発行に係る定款一部変更の件』) により新設します。)

(3) 取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款変更① (『種類株式発行に係る定款一部変更の件』) 及び定款変更② (『全部取得条項に係る定款一部変更の件』) による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、別途定める基準日 (取得日の前日を基準日とすることを予定しております。) の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主 (当社を除きます。) に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式2,500分の1株の割合をもって交付します。

(4) その他

本議案に基づく全部取得条項付普通株式の取得は、定款変更②（『全部取得条項に係る定款一部変更の件』）による定款変更の効力が生ずることを条件として効力が生ずるものとし、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当し、当社普通株式に係る株券は平成 21 年 11 月 6 日から平成 21 年 12 月 6 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 21 年 12 月 7 日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において当社普通株式を取引することができません。

5. 日程の概要（予定）

平成 21 年 10 月 8 日（木）	両株主総会招集に関する取締役会決議
平成 21 年 11 月 6 日（金）	両株主総会の開催
平成 21 年 11 月 6 日（金）	定款変更①の効力発生日
平成 21 年 11 月 6 日（金）	整理銘柄への割当て
平成 21 年 12 月 4 日（金）	普通株式の売買最終日
平成 21 年 12 月 7 日（月）	普通株式の上場廃止日
平成 21 年 12 月 10 日（木）	全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付に関する基準日
平成 21 年 12 月 11 日（金）	定款変更②の効力発生日
平成 21 年 12 月 11 日（金）	全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日

(注) 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会をあわせて「両株主総会」としています。

以上